



千葉市

記者発表資料

平成31年1月9日
総務局総務部人事課コンプライアンス推進室【職員処分関係】
電話245-5676 内線90-2240
中央保健福祉センター社会援護第二課【事案関係】
電話221-2016 内線93-549
保健福祉局保護課【生活保護制度関係】
電話245-5108 内線90-2686

職員による生活保護費の着服に関する懲戒処分について

職員の処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央区役所保健福祉センター社会援護第二課	主事	25歳	男	免職

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央区役所	区長	59歳	男	訓告
中央区役所	所長	55歳	男	訓告
中央区役所	課長	60歳	男	減給 1/10 1月
中央区役所	課長補佐	50歳	男	減給 1/10 1月
教育委員会事務局	主査	47歳	男	戒告

2 処分年月日 平成31年1月9日(水)

3 事案概要

当事者は、平成29年度中に、ケースワーカーとして担当していた生活保護受給者1名の生活保護費のうち、平成29年7月分から11月分までの合計5か月分(591,180円)について、着服していたものである。

※平成30年12月21日に、事案の内容(判明経緯等)に関し、記者発表したものに対して、処分を行ったものです。